

平成28年 9 月高浜市議会定例会会議録（第 1 号）

平成28年 9 月高浜市議会定例会は、平成28年 9 月 2 日
午前10時高浜市議事堂に招集された。

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
(諸 報 告)
- 日程第 3 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第 4 同意第 5 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第51号 高浜市税条例等の一部改正について
議案第52号 高浜市都市計画税条例の一部改正について
議案第53号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
議案第54号 高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
議案第55号 市道路線の認定について
議案第56号 平成27年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分について
議案第57号 高浜市いきいき広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第58号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第 3 回）
議案第59号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）
議案第60号 平成28年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第 1 回）
議案第61号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）
議案第62号 平成28年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）
議案第63号 平成28年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）
議案第64号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）
- 日程第 7 認定第 1 号 平成27年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号 平成27年度高浜市公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成27年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成27年度高浜市水道事業会計決算認定について

日程第8 報告第9号 専決処分の報告について

報告第10号 平成27年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 杉浦康憲 | 2番 | 神谷利盛 |
| 3番 | 柳沢英希 | 4番 | 浅岡保夫 |
| 5番 | 長谷川広昌 | 6番 | 黒川美克 |
| 7番 | 柴田耕一 | 8番 | 幸前信雄 |
| 9番 | 杉浦辰夫 | 10番 | 杉浦敏和 |
| 11番 | 神谷直子 | 12番 | 内藤とし子 |
| 13番 | 北川広人 | 14番 | 鈴木勝彦 |
| 15番 | 小嶋克文 | 16番 | 小野田由紀子 |

欠席議員

なし

説明のため出席した者

| | | | | |
|--------------|---|------|------|-------|
| 市 | 長 | 吉岡初浩 | | |
| 副 | 市 | 長 | 神谷坂敏 | |
| 教 | 育 | 長 | 都築公人 | |
| 企 | 画 | 部 | 長 | 神谷美百合 |
| 総合政策グループリーダー | | | | 野口恒夫 |
| 総合政策グループ主幹 | | | | 榊原雅彦 |
| 人事グループリーダー | | | | 杉浦崇臣 |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 内田徹 |
| 行政グループリーダー | | | | 山本時雄 |
| 財務グループリーダー | | | | 岡島正明 |
| 市民総合窓口センター長 | | | | 大岡英城 |
| 市民窓口グループリーダー | | | | 三井まゆみ |
| 市民生活グループリーダー | | | | 芝田啓二 |
| 税務グループリーダー | | | | 山下浩二 |

| | |
|------------------------------|---------|
| 福祉部長 | 加藤 一 志 |
| 地域福祉グループリーダー | 木 村 忠 好 |
| 介護保険・障がいグループリーダー | 竹 内 正 夫 |
| 福祉まるごと相談グループリーダー | 野 口 真 樹 |
| 生涯現役まちづくりグループリーダー兼福祉グループリーダー | 磯 村 和 志 |
| こども未来部長 | 中 村 孝 徳 |
| こども育成グループリーダー | 都 築 真 哉 |
| 文化スポーツグループリーダー | 鈴 木 明 美 |
| 都市政策部長 | 深 谷 直 弘 |
| 都市整備グループリーダー | 田 中 秀 彦 |
| 企業支援グループリーダー | 島 口 靖 |
| 都市防災グループリーダー | 神 谷 義 直 |
| 上下水道グループリーダー | 杉 浦 睦 彦 |
| 地域産業グループリーダー | 板 倉 宏 幸 |
| 会計管理者 | 長谷川 宜 史 |
| 学校経営グループリーダー | 内 藤 克 己 |
| 監査委員事務局長 | 杉 浦 義 人 |
| 代表監査委員 | 加 藤 仁 康 |

職務のため出席した議会事務局職員

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 加 藤 元 久 |
| 主 査 | 内 藤 修 平 |

議事の経過

○議長（杉浦敏和） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも御多用のところ御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

9月定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会には、諮問、同意、条例の一部改正、平成28年度補正予算、平成27年度決算認定などの諸案件が提出されております。

議員各位におかれましては、市民の要望に応えるべく、厳正かつ公平なる御審議を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

午前10時00分開会

○議長（杉浦敏和） ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成28年9月高浜市議会

定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成28年9月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして、まことにありがとうございました。

日ごろより、市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼を申し上げます。

本日提案をさせていただきます案件でございますが、諮問1件、同意1件、一般議案7件、補正予算7件、認定8件を御審議いただきますほか、報告2件を申し上げるものでございます。

詳細につきましては、副市長、教育長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重に御審議の上、御意見、御同意、御可決、御認定あるいはお聞き取りを賜りますようお願いを申し上げます。

また、現在、住民投票の署名簿の審査が行われており、9月4日までには有効署名の総数が告示される予定となっております。有効署名の総数が有権者の3分の1以上の場合には住民投票が行われる蓋然性が高くなることから、この場合は住民投票にかかわります一般会計補正予算1件を後日、追加提案させていただく予定もございまして、よろしく御願いを申し上げます。これにつきましても御配慮をお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしく御願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

午前10時3分開議

○議長（杉浦敏和） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦敏和） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦敏和） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦敏和） 御異議なしと認めます。よって、16番、小野田由紀子議員、1番、杉浦康憲議員を指名いたします。

○議長（杉浦敏和） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、幸前信雄議員。

〔議会運営委員長 幸前信雄 登壇〕

○議会運営委員長（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました平成28年9月高浜市議会定例会の運営につきましては、去る6月23日及び8月25日に議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提示されました案件について検討いたしました結果、会期は本日より9月30日までの29日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取り扱いにつきましては、本日は、諮問第2号及び同意第5号を即決で願い、引き続いて議案の上程、説明を受け、報告第9号及び報告第10号について報告を受けます。

9月6日及び7日の2日間は一般質問を行い、一般質問終了後、関連質問を行います。

9月9日に議案第51号から議案第57号までの条例等関係議案及び議案第58号から議案第64号までの補正予算議案並びに認定第1号から認定第8号までの決算認定議案について総括質疑を行います。

また、議案第56号及び認定第1号から認定第8号までについては、決算特別委員会を設置し、9月13日から15日までの3日間、審査をお願いいたします。

総務建設委員会については、議案第51号から議案第55号まで、並びに議案第58号から議案第62号まで及び議案第64号の11議案を付託、福祉文教委員会については、議案第57号、議案第58号及び議案第63号の3議案と陳情第9号から陳情第12号までを付託、公共施設あり方検討特別委員会については、議案第58号の1議案を付託し、審査を願うことに決定いたしました。

なお、各委員会の日程につきましては、既にお手元に配付してあります日程表のとおりですので、御承知いただきますようお願いいたします。

この9月定例会が円滑に進行できますよう、格段の御協力をお願い申し上げまして、報告いたします。

〔議会運営委員長 幸前信雄 降壇〕

○議長（杉浦敏和） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月30日までの29日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦敏和） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月30日までの29日間と決定いたしました。

ここで、諸般の事項について御報告いたします。

本日までに陳情書4件が提出され、これを受理いたしました。陳情につきましては、会議規則第132条及び第136条の規定により、既に配付されております陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、委員会において速やかに審査されますようお願いいたします。

次に、7月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員より提出され、議会図書室にて保管いたしておりますので、随時ごらんをお願いいたします。

報告事項は以上であります。

○議長（杉浦敏和） 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（神谷坂敏） それでは、諮問第2号 人権擁護委員の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現委員の加藤美枝子氏が平成28年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会に諮問させていただくものでございます。

同氏は、御案内のとおり、広く社会の実情に精通され、誠実、温情な人柄で、地域の皆様の人望も厚く、人権擁護につきましても、深く御理解をいただいております。平成26年1月より人権擁護委員として、その職務を立派に遂行されておられます。何とぞ同氏を推薦することに御同意をいただきますようお願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（杉浦敏和） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦敏和） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦敏和） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦敏和） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について、原案に異議のない旨、答申することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。よって、諮問第2号は、原案に異議のない旨、答申することに決定いたしました。

○議長（杉浦敏和） 日程第4 同意第5号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長。

○教育長（都築公人） それでは、同意第5号 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、現委員の磯貝政博氏が来る9月30日で任期満了となりますので、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の御同意をお願いするものであります。

同氏は皆様も御案内のとおり、人格が高潔で、教育、文化に関し識見も高く、その温厚、誠実なお人柄から、地域の皆様の信望も厚いものがあります。

また、平成20年10月からは教育委員として教育委員会の運営に御尽力いただくとともに、教育委員会の学校訪問や入学式、卒業式を初めとした各種学校行事にも積極的に参加いただいております。そして、平成22年10月から平成27年4月1日までの4年5カ月の間、委員長として指導力を発揮いただきました。さらに、平成27年4月2日以降は新教育委員会制度への移行とともに、教育長をサポートする職務代理者に就任していただいております。委員としてまことに適任のお方であると存じます。御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（杉浦敏和） これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦敏和） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦敏和） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第5号 教育委員会委員の任命について、原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦敏和） 起立全員であります。

よって、同意第5号は、原案に同意することに決定いたしました。

○議長（杉浦敏和） 日程第5 議案第51号から議案第57号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第51号から議案第53号までの3議案について御説明申し上げます。

まず、今回上程いたします3議案につきましては、いずれも第190回通常国会において、平成28年3月29日に成立し、同年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する等の法律、所得税法等の一部を改正する法律等の施行に基づき、所定の規定の整備を行うものでございます。

それでは初めに、議案第51号 高浜市税条例等の一部改正について、主な改正点について順次御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料及び新旧対照表もあわせて御参照いただきますようお願い申し上げます。

まず、第1条による改正の中では、第21条、第41条の2、第46条及び第48条の改正につきましては、平成26年12月12日、最高裁判決を受け、国税に準じて、個人市民税または法人市民税の申告後に減額更正され、その後の増額更正等により納付税額が生じた場合の当該納付税額に係る延滞金の計算期間についての見直しを行うものでございます。

また、施行期日は平成29年1月1日となっており、平成29年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用されることとなります。

同じく第1条による附則第6条の改正につきましては、個人の市民税の医療費控除について特例を設けるもので、通常の医療費控除が総所得金額の5%、または10万円を超えた場合に受けら

れるものであることに対し、このたびの改正による特例では、通常の医療費控除との選択により、いわゆるスイッチO T C薬の購入費用について、年間10万円を限度として年間1万2,000円を超えて支払っている場合には、その超えた額について医療費控除を受けることができるとするもので、実質8万8,000円までの控除を受けることができるとするものです。

なお、施行期日は平成30年1月1日といたしております。

同じく第1条による附則第10条の2の改正の規定は、再生可能エネルギー発電施設等の固定資産税の課税標準の特例について法律の委任により定める、いわゆるわがまち特例を定めるものです。

同条7項については、平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に新たに取得、改良された防潮堤、護岸等、津波対策の用に供する一定の償却資産について新たに固定資産税が課されることとなった年度から4年度分の固定資産税に限り、課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額を課税標準とするものです。

同条第10項から第14項までの規定につきましては、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された特定再生可能エネルギー発電設備等について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り課税標準の特例を定めるもので、第10項では、太陽光発電設備について、課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とし、第11項では、風力発電設備について、課税標準となるべき価格に3分の2を乗じて得た額とし、第12項では、水力発電設備について、課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額とし、第13項では、地熱発電設備について、課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額とし、第14項では、バイオマス発電設備について、課税標準となるべき価格に2分の1を乗じて得た額とするものです。

同条第18項については、認定誘導事業者が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得した道路、公園、広場、下水道、緑地等、公共施設等の用に供する家屋及び償却資産について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税に限り、課税標準となるべき価格に5分の4を乗じて得た額を課税標準とするものです。

また、施行期日は公布の日としております。

同じく第1条による附則第16条の改正については、一定の環境性能を有する3輪以上の軽自動車に係る税率の軽減措置を1年延長するもので、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に新規検査を受けた場合には、平成29年度の年度分に限り適用することとするものです。

また、施行期日は平成29年4月1日としております。

同じく第1条による附則第20条の2の改正については、日本、台湾の租税協定に基づく所得税法の改正に伴い、外国居住者等所得相互免除により、特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税することと

するものです。

施行期日は平成29年1月1日としております。

第2条の規定による附則第6条の改正、第3条の規定による改正につきましては、条文の整備を行うものです。

続きまして、議案第52号の高浜市都市計画税条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は、附則第4項の改正について、議案第51号で御説明申し上げました固定資産税の場合と同様に、認定誘導事業者が平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得した公共施設等の用に供する家屋について、新たに都市計画税が課されることとなった年度から5年分の都市計画税に限り、課税標準となるべき価格に5分の4を乗じて得た額を課税標準とするものです。

また、施行期日は公布の日としております。

そのほか、地方税法等の一部改正等に伴い、条文の整備を行うものです。

最後に、議案第53号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

今回の改正は所得税法等の一部を改正する法律による外国居住者等所得相互免除法等の改正に伴い、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税特例を設けるほか、条文の整備を行うものです。

条文につきましては、附則第10項を附則第12項に、附則第11項を附則第13項とし、附則第9項の次に新たな附則第10項として、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例と附則第11項として、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を加えるものです。このことはさきの議案第51号 高浜市税条例等の一部改正の附則第20条の2関係、特例適用利子及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例と同様、国民健康保険税の課税の特例といたしまして、市民税で分離課税される特定適用利子等の額及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得額に含めるものです。

また、附則で施行期日を平成29年1月1日からとしており、平成29年1月1日以降に支払いを受ける特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用されることとなります。

以上、議案第51号から議案第53号について御説明申し上げましたが、原案のとおり御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第54号 高浜市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案参考資料の5ページ、6ページ、新旧対照表並びに議案説明用の資料もあわせてごらんをいただきたいと思います。

本案は、現在工業用地の創出を進めております豊田町三丁目地内の7.1ヘクタールの区域に対して、建築基準法等の規定に基づき、適正な都市機能と健全な都市環境を確保するために、区域内における建築物の制限を定めるために、都市計画法に基づく地区計画の手續にあわせて、条例の一部改正により建築物の立地規制に伴う所要の改正をお願いいたし、その実効性を確保するものでございます。

地区計画の具体的な区域は、豊田町工業地地区計画区域で、議案説明資料に添付をいたしました都市計画決定の計画図に記載をされているとおりで、赤い線で囲まれた区域でございます。

今回の建築物の制限は、ただいま申し上げました区域に対して制限要件を付加するもので、建築できる建築物は工場とし、具体的には日本標準産業分類に掲げられています製造業に属するものと定義をしております。加えて当該工場に関連する研究開発施設、物流施設並びにこれらに附属する建築物といたし、ただし、建築基準法に基づく危険物を扱う臭気や騒音を発する工場及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定をされた産業廃棄物の収集、運搬、または処分の用に供する工場は建築ができないことといたしております。

改正の内容でございますが、第2条の改正は都市計画法に基づく地区計画である旨を本文に規定し、第2条関係の別表第1には、地区計画区域の名称並びに区域を示す文言を追加するとともに、建築制限に伴う規定として、新たに第5条から第7条を追加し、第5条では建築物の容積率の最高限度を、第6条では建築物の建蔽率の最高限度を、第7条では建築物の壁の位置の制限についての内容をそれぞれ追加し、条文の繰り下げ整備を行っております。

また、別表第2では、第5条から第7条の建築物の制限に関する3項目の追加を図るとともに、基準となります数値等を整備いたしております。

なお、条文整備後の第12条の罰則規定には、処罰の対象として、第7条第1項に規定する建築物の壁面位置の制限に違反をした場合における当該建築物の設計者の項目を加えております。

なお、附則において、本条例の施行日は豊田町工業地地区計画に係る都市計画法の第20条第1項の規定に基づく告示の日からといたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第55号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

議案参考資料の6、7ページ、また、添付をされております図面もあわせてごらんをいただきたいと思っております。

本案は、新たに10路線を市道路線として認定をお願いするものでございます。

新たな路線は都市計画法第29条に基づく開発行為等により設置をされた道路で、本市に帰属をされたものであります。

なお、今回の路線の概要は参考資料のとおりでありまして、この10路線の合計の路線延長は928.9メートルとなり、現在の市道路線の認定状況は路線数760路線、総延長は20万2,795メートル

ルで、今回の10路線を加算いたしますと、認定路線数は770路線、認定総延長は20万3,723.9メートルとなります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第56号 平成27年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金及び資本剰余金の処分について御説明申し上げます。

未処分利益剰余金の処分は地方公営企業法第32条第2項及び第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成27年度高浜市水道事業会計未処分利益剰余金は2億1,567万2,304円で、そのうち減債積立金に5,000万円、建設改良積立金に7,000万円を積み立てさせていただくとともに9,071万429円を資本金へ組み入れをさせていただき、残りの496万1,875円を繰越利益剰余金とさせていただくものでございます。

なお、資本剰余金は2億1,761万8,754円で、全額を資本金へ組み入れをさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。

3議案とも原案のとおり御可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（杉浦敏和） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第57号 高浜市いきいき広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案は、市役所本庁舎整備事業の実施に伴い、高浜市いきいき広場に会議室を新設するため改正をお願いするものであります。

主な改正内容は第3条第1項中、「クッキングスタジアム」の名称を「クッキングスタジオ」に改めるとともに、会議室A、会議室Bを加えるものであります。

なお、附則において条例の施行期日を平成29年1月4日とするとともに、高浜市使用料及び手数料条例の一部を改正し、高浜市いきいき広場の会議室A、会議室Bの使用料を新たに規定するものであります。

説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦敏和） 日程第6 議案第58号から議案第64号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第58号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第3回）につきまして御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,298万7,000円を追加し、補正後の予算総額を145億283万6,000円といたすものであります。

8ページをお願いします。

債務負担行為補正でございます。空中写真撮影・土地家屋合成図修正等及び固定資産地理情報システム更新業務委託料と養護老人ホーム高浜安立施設整備費補助金は新たに期間及び限度額を定めるもので、マシンスタジオ機器借上料は契約の締結により限度額を減額いたすものであります。

10ページをお願いします。

地方債補正では、いきいき広場空調機等改修事業は契約の締結により限度額を減額し、小学校施設改修事業は吉浜小学校の防火シャッターの改修工事の予算計上に伴い限度額を増額し、臨時財政対策債は普通交付税の算定結果により全額を減額いたすものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

補正予算説明書の58ページをお願いします。

まず、1款1項2目法人市民税では、法人税割について増額をいたすものであります。

9款1項1目地方交付税では、当初予算では交付と見込んでおりました普通交付税が算定の結果、不交付となったことから、全額を減額いたすものであります。

13款2項1目総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金及び14款2項1目総務費県補助金の元気な愛知の市町村づくり補助金は交付の内示によりそれぞれ増額をいたすものであります。

60ページをお願いします。

16款1項2目民生費寄附金は、八幡町・新田町町内会長、伊藤嘉英様から3万円、愛知県衣浦港トラック事業協同組合様から50万円を地域福祉基金指定寄附金としていただいたものであります。

17款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金繰入金を減額いたすもので、18款1項1目繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い増額をいたすものであります。

64ページをお願いします。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

2款1項14目電算管理費の総合住民情報管理事業では、新たに導入する総合住民情報システムの追加カスタマイズ費用などを計上するものであります。

66ページをお願いします。

3款1項2目地域福祉推進費のいきいき広場管理運営事業では、契約締結による空調機等更新工事費の減額が主なもので、5目高齢者在宅・施設介護費の老人保護措置事業では、養護老人ホ

ーム高浜安立の建てかえに伴い、社会福祉法人に対する施設整備費補助金を計上いたしております。

68ページをお願いします。

3款1項13目高齢者医療費の後期高齢者医療事業では、平成27年度療養給付費負担金額の確定により増額をいたすもので、17目介護保険事業費、18目後期高齢者医療事業費では、前年度繰越金の確定などにより、それぞれ特別会計への繰出金を減額いたすものであります。

70ページをお願いします。

7款1項2目商工業振興費の地域産業振興事業では、本年12月に東京で開催されるB-1グランプリスペシャルにおいて三州瓦製品をPRするために必要な費用を計上いたすものであります。

8款2項1目生活道路新設改良費の道水路維持管理事業では、道路の老朽化等に伴う小規模工事費を増額いたすものであります。

8款5項3目公共下水道費は、前年度繰越金の確定などにより、公共下水道事業特別会計への繰出金を減額いたすものであります。

72ページをお願いいたします。

10款2項1目学校管理費の小学校維持管理事業では、吉浜小学校の防火シャッターの老朽化に伴い、改修工事費を計上いたすものであります。

10款5項4目青少年育成・活動支援費の青少年ホーム管理事業では、勤労青少年ホームの跡地活用の検討を進めるため、当該土地の土地測量業務委託料を計上いたすものであります。

12款公債費については、平成17年度に借り入れた市債の利率見直しなどに伴い、元金及び利子それぞれ増減を行うものであります。

以上が一般会計補正予算（第3回）の概要でございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（杉浦敏和） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第59号 平成28年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の15ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ2億4,931万8,000円を追加し、補正後の予算総額を41億6,653万7,000円といたすものでございます。

次に、補正予算説明書の84ページをお願いいたします。

歳入、2款2項2目システム開発費等補助金は、平成30年度からの国保広域化に伴い、制度関係業務準備事業費補助金として国保事業費納付金等算定標準システムへの対応機能構築に係る184万4,000円を国からの通知に基づき増額いたすものであります。

4款1項1目前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの平成28年度分通知額に基

づき9,822万9,000円を増額いたすものであります。

9款1項2目その他繰越金は、平成27年度の決算額の確定に伴い1億4,924万5,000円を増額いたすものであります。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

86ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、国保推進事業として国保事業費納付金等算定システム対応機能構築業務委託料として207万4,000円を増額し、平成30年度からの国保広域化に備えるものであります。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は歳入における前期高齢者交付金の増額に伴い、財源更正を行うものであります。

3款後期高齢者支援金等、4款前期高齢者納付金等及び6款介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知に基づき、それぞれ増減を行うものであります。

7款1項1目共同事業医療費拠出金と7款1項2目保険財政共同安定化事業拠出金は、愛知県国民健康保険団体連合会からの確定通知に基づき、それぞれ増額を行うものであります。

9款1項1目支払準備基金積立金は、今回の補正に伴う余剰財源であります2億3,579万6,000円を支払準備基金に積み立てるものであります。

以上で、議案第59号についての説明を終わります。よろしく御説明申し上げます。

○議長（杉浦敏和） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、議案第60号 平成28年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の21ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,372万円を追加し、補正後の予算総額を7,289万3,000円とするものでございます。

補正予算説明書の96ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款1項1目の繰越金1,372万円は、平成27年度の決算額の確定に伴うものでございます。

98ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項1目の予備費の増額は、今回の補正に伴う財源の調整を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御説明いたします。

続きまして、議案第61号 平成28年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の27ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ365万7,000円を減額し、補正後の予算総額を14億6,227万2,000円とするものでございます。

補正予算説明書の106ページをお願いいたします。

歳入でございますが、5款1項1目一般会計繰入金5,473万7,000円の減額は、繰越金の確定及び利子償還金の額の確定などに伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

6款1項1目繰越金5,107万6,000円の増額は、平成27年度の決算額の確定に伴うものでございます。

7款3項1目雑入4,000円の増額は、職員の退職に伴う臨時職員の雇用保険本人負担分でございます。

次に、108ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款2項1目下水道建設費120万8,000円の増額は、職員の退職により臨時職員の賃金等を計上をさせていただくものでございます。

2款1項1目利子486万5,000円の減額は、借入金の利子償還額の確定によるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第62号 平成28年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の33ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,839万円を追加し、補正後の予算総額を5,851万3,000円とするものでございます。

補正予算説明書の116ページをお願いいたします。

歳入でございます。

2款1項1目繰越金2,839万円は、平成27年度の決算額の確定に伴うものでございます。

次に、118ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項1目の予備費の増額は、今回の補正に伴う財源の調整を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（杉浦敏和） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、議案第63号 平成28年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書39ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ3,529万7,000円を追加し、補正後の予算総額を26億5,071万2,000円といたすものであります。

なお、介護サービス事業勘定については、歳入歳出の総額に変更はなく、42ページの第2表、

歳入歳出予算補正の総括表のとおり、補正額はゼロ円となっております。

次に、補正予算説明書128ページをお願いいたします。

まず、保険事業勘定の歳入でございますが、4款1項1目介護給付費交付金の減額は、27年度の超過分を本年度の交付金において調整をいたすものであります。

7款1項1目一般会計繰入金及び2項1目介護給付費準備基金繰入金は、それぞれ26年度の実績に伴い減額するもので、8款1項1目繰越金は前年度からの繰越金でございます。

130ページをお願いいたします。

次に、保険事業勘定の歳出でございますが、2款1項介護サービス等諸費から136ページの6項特定入所者介護サービス費は、いずれも介護給付費交付金の減額に伴う財源更正で、補正額はゼロ円であります。

6款1項2目介護給付費過年度分返還金は、27年度介護給付費負担金等の額の確定に伴う返還金でございます。

140ページをお願いいたします。

次に、介護サービス事業勘定の歳入でございますが、2款1項1目一般会計繰入金は、前年度からの繰越金が生じたことに伴い17万1,000円を減額、3款1項1目繰越金は、前年度からの繰越金であります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦敏和） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、議案第64号 平成28年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について御説明申し上げます。

補正予算書の45ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算にそれぞれ108万1,000円を追加し、補正後の予算総額を4億9,317万4,000円といたすものでございます。

補正予算説明書の148ページをお願いいたします。

歳入の3款1項1目一般会計繰入金は、歳出に係る職員給与費の減額及び後期高齢者医療システム移行期間延長に伴う保守委託料の増加から25万1,000円を減額いたすものであります。

4款1項1目繰越金は、平成27年度の決算額の確定に伴い133万2,000円を増額いたすものであります。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

150ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、後期高齢者医療システムの移行期間変更に伴うシステム保守料として49万9,000円を増額いたすものであります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料負担金について平成27年度分に係る保

険料収入のうち、出納整理期間中に収納し、収納未済となっております58万2,000円を増額いたすものであります。

以上、議案第64号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（杉浦敏和） 暫時休憩いたします。再開は10時55分。

午前10時47分休憩

午前10時55分再開

○議長（杉浦敏和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 認定第1号から認定第8号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、認定第1号 平成27年度高浜市一般会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

決算書の2ページをお願いいたします。

歳入決算額は148億4,018万3,491円で、歳出決算額は142億4,877万3,604円で、歳入歳出差引残額は5億9,140万9,887円となっております。

次に、実質収支額でございます。

決算書の204ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。

実質収支額につきましては歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた5億5,200万6,887円となっております。

続きまして、主要施策成果説明書をお願いいたします。

まず、歳入であります。6ページをお願いいたします。

1款市税は収入済額86億1,693万5,625円で、前年度と比較して1.5%の減、法人市民税の減収が主な要因でございます。徴収率は94.7%、不納欠損額は2,922万9,529円となっております。

24ページをお願いします。

2款地方譲与税は1億594万4,123円、25ページの3款利子割交付金は1,586万7,000円、4款配当割交付金は5,020万5,000円、5款株式等譲渡所得割交付金は5,218万5,000円となっております。

26ページの6款地方消費税交付金は、前年度と比較して67.7%増の8億7,659万3,000円、27ページの7款自動車取得税交付金は、前年度と比較して70%増の4,028万3,000円で、それぞれ所定の算定式に基づいて交付をされております。

8款地方特例交付金は4,050万3,000円、9款地方交付税は普通交付税、特別交付税合わせて1

億9,789万1,000円で、普通交付税につきましては、前年度と比較して30.5%減の7,066万7,000円となっております。

28ページの10款交通安全対策特別交付金は710万円、11款分担金及び負担金は2億1,391万112円、29ページの12款使用料及び手数料は1億7,398万338円となっております。

30ページの13款国庫支出金は17億7,439万1,057円で、前年度と比較して4.9%の増でございます。

31ページの14款県支出金は9億5,177万3,678円で、前年度と比較して3.1%の減でございます。

32ページの15款財産収入は3,224万7,266円で、土地売払収入の減によるものであります。

33ページの16款寄附金は1,692万6,660円で、このうちふるさと応援寄附金は1,265万2,000円でございます。

34ページの17款繰入金は9,847万5,470円、18款繰越金は9億6,678万6,174円で、35ページの19款諸収入は3億4,918万5,988円となっております。

37ページの20款市債は2億5,900万円で、前年度と比較して22.7%の減、臨時財政対策債の借り入れの減が主な要因でございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

38ページをお願いいたします。

まず、1款議会費は1億8,094万1,387円でございます。

41ページをお願いいたします。

2款総務費は20億5,526万9,727円で、主な取り組みといたしまして、62ページをお願いいたします。

業務改善推進事業では、2S活動の実施、保管文書の電子化による文書量の圧縮等を行ったところであります。

78ページをお願いいたします。

アシタのたかはま研究事業では、人口ビジョン、高浜版総合戦略、しあわせづくり計画を策定しております。

82ページをお願いいたします。

公共施設あり方計画推進事業では、公共施設マネジメント推進委員会の設置、公共施設総合管理計画及び高浜小学校等整備事業基本計画を策定しております。

93ページをお願いいたします。

防災活動事業では、避難所及び福祉避難所への防災資機材を購入するなど、防災体制の充実を図っております。

113ページをお願いいたします。

基金運用事業では、財政調整基金に5億1,072万640円、公共施設等整備基金に1億745万7,849

円の積み立てを行っております。

114ページをお願いします。

3 款民生費は57億5,073万1,374円で、主な取り組みといたしまして、152ページをお願いします。

生活困窮者自立支援事業では、新たに就労準備支援事業、家計相談支援事業、中学生に対する学習支援事業を行うとともに、自立相談支援機関の相談体制の充実を図っております。

178ページをお願いします。

放課後児童健全育成事業では、東海児童クラブの開設時間を延長するなど、児童クラブの充実を図っております。

192ページをお願いします。

4 款衛生費は16億2,776万7,262円で、193ページの老人・成人保健事業における各種健康診査の実施、少し飛びまして201ページの予防接種事業の実施のほか、202ページの妊娠出産包括支援事業では、産前産後サポート事業と産後ケア事業を実施し、妊娠期からの切れ目のない支援体制の構築を行っております。

203ページの地域医療振興事業では、地域医療を守り継続するため、刈谷豊田総合病院高浜分院の運営費及び施設整備費の補助を行っております。

219ページをお願いします。

5 款労働費は67万4,600円、220ページの6 款農林水産業費は8,242万4,302円となっております。

232ページをお願いします。

7 款商工費は4 億274万4,107円で、235ページの産業経済活性化事業では、市東部地区の工業用地の創出に向け、代替地等に係る測量及び整地工事等を実施しております。

242ページをお願いします。

8 款土木費は12億2,055万8,035円で、主な取り組みとしまして、251ページをお願いします。

治水砂防事業では、乞殿排水ポンプ場の電気設備の更新修繕を行っております。

252ページをお願いします。

港湾管理事業では、土砂の堆積が進行している高浜海岸木材ふ頭ポートパークの環境改善を図っております。

264ページをお願いします。

9 款消費費は4 億5,945万5,263円でございます。

266ページをお願いします。

10 款教育費は14億9,486万2,276円で、主な取り組みといたしまして、273ページをお願いいたします。

小学校維持管理事業では、地震発生時の安全の確保を図るため、吉浜小学校、高取小学校の屋

内運動場の天井の撤去工事などを実施いたしております。

290ページをお願いいたします。

タカハマ！まるごと宝箱事業では、まちの魅力を掘り起こし、磨きをかけて将来へ語り継いでいく取り組みを行っております。

294ページをお願いいたします。

こども・若者成長応援事業では、タカハマ物語2の製作を通じて、世代を超えたつながりが生まれ、こども・若者の成長応援を行っております。

309ページをお願いします。

12款公債費は元金、利子合わせて9億7,334万5,271円で、前年度と比較し7,783万4,617円の減となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉浦敏和） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、認定第2号 平成27年度高浜市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では208ページから、主要施策成果説明書では313ページからになりますのでよろしくお願いたします。

なお、説明につきましては、主要施策成果説明書を中心に説明させていただきます。

主要施策成果説明書の313ページをお願いいたします。

平成27年度末現在における国民健康保険の被保険者の状況は全体で世帯数が5,314世帯、被保険者数が9,089人となっております。

314ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

1款国民健康保険税の総額は10億3,578万6,680円で、前年度と比較し2.1%、2,258万7,874円の減となっております。収納率につきましては、現年度課税が89.2%、滞納繰越分が22.7%で、全体の収納率は67.7%となっております。

2款国庫支出金は7億7,232万3,853円で、療養給付費等負担金及び財政調整交付金などが主なものであります。

3款療養給付費交付金は1億4,093万3,000円で、社会保険診療報酬支払基金からの退職被保険者等療養給付費交付金であります。

4款前期高齢者交付金は6億2,907万2,763円で、前期高齢者の加入割合に応じて社会保険診療報酬支払基金から交付を受けております。

5款県支出金は1億9,195万4,577円で、都道府県財政調整交付金などが主なものであります。

6款共同事業交付金は9億4,321万9,530円で、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安

定化事業交付金であります。

8 款繰入金は一般会計繰入金、9 款繰越金は前年度繰越金であります。

10 款諸収入は延滞金及び第三者納付金などが主なものであります。

以上、歳入決算総額は41億5,542万6,498円で、予算現額に対する割合は101.9%、前年度と比較し17.8%、6億2,806万4,874円の増となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

主要施策成果説明書の316ページをお願いいたします。

1 款総務費は6,798万2,190円で、職員の人件費を初め、国民健康保険事業の運営に要する経費であります。

320ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、前年度比0.7%増の22億2,768万1,220円で、一般被保険者療養給付費として18億1,988万114円、退職被保険者等療養給付費として1億1,351万6,455円を支出したほか、321ページから323ページの高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などを支出しております。

324ページをお願いします。

3 款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療に対する保険者負担分として5億1,523万5,677円を社会保険診療報酬支払基金へ拠出したしております。

326ページをお願いします。

6 款介護納付金は2億561万5,480円で、社会保険診療報酬支払基金への納付金であり、7 款共同事業拠出金は8億9,672万2,644円で、愛知県国民健康保険団体連合会が実施する高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に対する拠出金であります。

327ページをお願いします。

8 款保健事業費は4,016万5,766円で、特定健康診査等事業として特定健康診査に係る委託、診療報酬明細書（レセプト）点検事業、医療費通知事業として、医療費及びジェネリック医薬品の差額通知、健康診査費用助成事業に加え、平成26年度に作成いたしました高浜市データヘルス計画に基づき、国保ヘルスアップ事業として、被保険者の健康保持・増進のための保健事業を推進いたしました。

331ページをお願いします。

9 款基金積立金は、利子積立金として10万7,261円を積み立てており、平成27年度末現在の支払準備基金残高は3,084万5,180円となっております。

11 款諸支出金は5,229万6,268円で、過年度分の過誤納保険税の還付金及び過年度補助金等の精算に伴う返還金が主なものであります。

以上、歳出決算総額は40億618万186円で、予算執行率98.2%、前年度比17.1%、5億8,569万8,771円の増となっております。

以上、認定第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、認定第3号 平成27年度高浜市土地取得費特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では37ページから、主要施策成果説明書では336ページからとなっております。

説明は成果説明書336ページをお願いいたします。

まず、歳入総額は4,767万6,567円、前年度対比64.8%、2,591万8,433円の減額となっております。

歳出総額は3,139万1,186円、前年度対比103.8%、113万6,209円の増額となっております。歳入歳出差引額は1,628万5,381円でございます。

歳入の主な内容は1款財産収入、収入済額428万9,766円、前年度対比15.2%で、内訳は土地開発基金所有地の3筆の財産貸付収入と本会計所有地11筆の不動産貸付収入、それから湯山町三丁目地内土地開発基金所有地1筆、81.15平方メートルと論地町三丁目地内、本会計所有地1筆、13.04平方メートルを処分をいたしたものでございます。

次に、338ページをごらんください。

次に、歳出でございますが、1款土地取得費の決算額は3,139万1,186円で、主なものは（3）土地購入費2,998万5,348円、購入の内訳でございますが、湯山町三丁目地内の土地開発基金所有地の1筆、81.15平方メートル、ほかに呉竹町一丁目地内の1筆、26平方メートル、神明町四丁目地内の2筆、220.45平方メートル及び田戸町二丁目地内の1筆、117.71平方メートルを、これは市道港線道路改良事業の代替地として取得をしたものでございます。

なお、田戸町二丁目地内の1筆につきましては、契約金額854万5,746円のうち598万2,000円を前金として当該年度で支払いをし、256万4,000円は翌年度として繰り越しをいたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、認定第4号 平成27年度高浜市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では45ページから、主要施策成果説明書では341ページから、説明は成果説明書で行わせていただきます。

342ページをお願いいたします。

歳入総額は13億8,995万3,465円で、予算現額に対する割合は101.0%、前年度対比では96.1%、5,705万1,882円の減となっております。

歳出総額は13億3,886万6,811円で、予算現額に対する割合は97.3%、前年度対比で94.8%、7,286万2,090円の減となっております。歳入歳出差引額は5,108万6,654円でございます。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金3,305万3,020円は、主に320件の下水道事業受益

者負担金を収納したものでございます。

2 款使用料及び手数料 2 億 9,522 万 5,844 円は、主に公共下水道供用開始区域内における有収水量 229 万 5,570 立方メートルに対する下水道の使用料でございます。

3 款国庫支出金 7,300 万円は、社会資本整備総合交付金で、交付金対象事業費 1 億 4,600 万円に對しまして、交付率は 2 分の 1 となっております。

5 款繰入金 6 億 971 万 6,000 円は、主に人件費、借入金償還分等として一般会計より繰り入れをお願いいたしましたものでございます。

6 款繰越金 3,527 万 6,446 円は、前年度の決算収支の差額を繰り越したものでございます。

7 款諸収入 1,238 万 2,155 円は、流域下水道事業維持管理費償還金等でございます。

8 款市債 3 億 3,130 万円は、平成 27 年度分の公共下水道事業で 3 億 2,380 万円、流域下水道事業で 750 万円を地方公共団体金融機構及び財務省から借入れをいたしましたものでございます。

次に、歳出でございますが、1 款下水道事業費 7 億 8,024 万 1,551 円は、主に下水道施設維持管理事業、汚水施設建設事業の委託料、工事請負費、物件移転補償費等でございます。

348 ページをお願いいたします。

1 項 2 目維持管理費の 2 億 5,224 万 6,345 円は、下水道施設維持管理事業で 2 億 4,040 万 8,521 円と下水道管路管理事業で 1,183 万 7,824 円を支出しており、内容は記載のとおりでございます。

350 ページをお願いいたします。

2 項 1 目下水道建設費の 5 億 1,159 万 2,204 円は、汚水施設総務事業で 1,292 万 4,264 円、汚水施設建設事業で 4 億 7,610 万 1,972 円を支出しており、内容は記載のとおりでございます。

356 ページをお願いいたします。

2 款公債費 5 億 5,862 万 5,260 円は、借入金元金償還事業の 3 億 8,733 万 2,227 円及び借入金利子償還事業の 1 億 7,129 万 3,033 円、公共下水道及び流域下水道の整備費として地方公共団体金融機構、財務省、旧公営企業金融公庫及び旧日本郵政公社等から借入れを行ったものでございます。

なお、起債残高につきましては、前年度と比較して 5,603 万 2,227 円減額となり、77 億 6,020 万 5,097 円となります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、認定第 5 号 平成 27 年度公共駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では 53 ページから、主要施策成果説明書では 360 ページからとなっております。

成果説明書の 360 ページをお願いいたします。

歳入総額は 8,578 万 1,774 円で、前年度対比 105.5%、446 万 4,756 円の増額となっております。

歳出総額は 5,738 万 9,980 円で、前年度対比 205.7%、2,948 万 4,115 円の増額となっており、歳入歳出差引額は 2,839 万 1,794 円でございます。

歳入の内容を御説明いたします。

1 款使用料及び手数料、収入済額3,232万1,880円、予算対比109.2%で、駐車場スペース220台における定期貸し及び時間貸しの駐車料金と回数券、プリペイドカードの収入でございます。

次に、歳出の内容を御説明いたします。

1 款駐車場費、支出済額5,738万9,980円、予算対比99.5%となっております。

362ページをお願いいたします。

支出の主な内容といたしましては、(1) 修繕料45万7,380円は駐車場の非常照明器具等の修繕でございます。

(2) 委託料1,525万円は、駅西駐車場管理業務の委託料でございます。

隣の363ページをお願いいたします。

(3) 使用料及び賃借料534万円は、駅西駐車場敷地の借地料でございます。

(4) 工事請負費3,569万6,160円は、駅西駐車場改修工事費で、内訳は外壁不良部分補修ほか経年劣化に伴う駐車場全体の不具合部分の改修で、大規模修繕工事を実施させていただいております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） それでは、認定第6号 平成27年度高浜市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では284ページから328ページ、主要施策成果説明書では369ページから406ページを御参照ください。

主要施策成果説明書の369ページをお願いいたします。

初めに、保険事業勘定について御説明申し上げます。

歳入決算額は25億4,397万9,436円、歳出決算額は24億4,520万3,566円で、歳入歳出差引額は9,877万5,870円となっております。

平成27年度末の第1号被保険者数は前年度と比較して1.4%増の8,747人、要介護（要支援）認定者数については前年度と比較して2.3%減の1,461人となっております。

370ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1 款保険料は5億9,317万7,767円で、前年度対比7.2%の増となっております。

徴収率は前年度と比較して0.2ポイント増の96.5%でございます。

次に、2 款使用料及び手数料は112万5,150円で、宅老所等の使用料及び軽度生活援助員派遣手数料が主なものでございます。

3 款国庫支出金は5億2,316万3,762円で、介護給付費に対する国の負担分と普通調整交付金及

び地域支援事業に対する交付金でございます。

4 款支払基金交付金は 6 億 6,674 万 937 円で、第 2 号被保険者負担分として社会保険診療報酬支払基金から交付されたものであります。

5 款県支出金は 3 億 4,589 万 4,460 円で、介護給付費に対する県の負担分と地域支援事業に対する交付金でございます。

6 款財産収入 60 万 6,054 円は、介護給付費準備基金の利子、7 款繰入金 3 億 6,031 万 2,032 円は、一般会計からの繰入金でございます。

8 款繰越金 5,063 万 3,690 円は、前年度からの繰越金、9 款諸収入の 232 万 5,584 円は居宅介護支援券に係る本人負担分が主なものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

372 ページをお願いいたします。

1 款総務費 5,954 万 1,324 円は、介護保険事業運営に係る職員の人件費、介護認定審査会及び介護認定調査に係る経費が主なものでございます。

376 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費は、前年度対比 4.8% 増の 22 億 9,852 万 6,174 円で、居宅介護サービス給付費として 11 億 8,923 万 5,221 円、施設介護サービス給付費として 6 億 4,736 万 6,980 円を支出したほか、介護予防サービス給付費などに支出いたしております。

次に、384 ページをお願いいたします。

3 款保健福祉事業費は 508 万 3,870 円で、居宅介護用品の給付及び住宅改修費の補助を実施し、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止を支援いたしました。

385 ページから、4 款の地域支援事業費は 6,893 万 5,739 円で、平成 27 年度からスタートした新しい総合事業及び地域包括支援センター運営事業が主なものであります。

400 ページをお願いいたします。

5 款基金積立金 370 万 1,054 円は、介護給付費準備基金への積み立て、6 款諸支出金 941 万 5,405 円は、介護給付費の国及び県負担金の過年度返還金が主なものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。

403 ページをお願いいたします。

歳入決算額は 3,938 万 3,728 円、歳出決算額は 3,921 万 914 円で、歳入歳出差引額は 17 万 2,814 円となっております。

404 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1 款使用料及び手数料は 1,037 万 7,627 円で、介護予防サービス計画手数料の収入でございます。

2 款繰入金 2,544 万 5,000 円は、一般会計からの繰入金、3 款繰越金 354 万 9,968 円は、前年度か

らの繰越金でございます。

406ページをお願いいたします。

次に、歳出でございますが、1款サービス事業費は3,921万914円で、居宅介護支援事業所に対する介護予防ケアマネジメントの委託料が主なものであります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） それでは、認定第7号 平成27年度高浜市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

決算書では332ページから、主要施策成果説明書では409ページからになりますので、よろしくお願い申し上げます。

主要施策成果説明書の409ページをお願いいたします。

まず、平成27年度末現在の被保険者の状況であります。所得の少ない1割負担の方が4,163人、現役並み所得の3割負担の方が344人、合計で4,507人となっており、前年度と比較して87人の増となっております。

410ページをお願いいたします。

歳入について御説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は3億4,810万6,440円で、前年度比0.3%、104万3,340円の増となっており、収納率につきましては99.1%でございます。

3款繰入金は9,553万7,202円で、職員給与費等繰入金及び保険基盤安定繰入金を一般会計から繰り入れております。

4款繰越金は、前年度繰越金であります。

5款諸収入は、過年度分に係る過誤納保険料の還付金などが主なものでございます。

以上、歳入決算総額は4億5,068万9,971円で、前年度比1.1%、490万306円の増となっております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

412ページをお願いいたします。

1款総務費は3,402万9,071円で、職員の人件費のほか、後期高齢者医療推進事業及び保険料徴収事業に係る事務的経費であります。

414ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は4億995万2,182円で、保険料負担金として3億4,857万1,980円、保険基盤安定制度負担金として6,138万202円を愛知県後期高齢者医療広域連合へ納付いたしております。

415ページをお願いいたします。

3 款諸支出金は、過年度分に係る過誤納保険料の還付金等であります。

以上、歳出決算総額は4億4,435万7,353円で、前年度比較1.2%、520万7,352円の増となっております。

以上、認定第7号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 都市政策部長。

○都市政策部長（深谷直弘） それでは、認定第8号 平成27年度高浜市水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

別冊の水道事業会計の決算書をお願いいたします。

なお、決算書の6ページから9ページまでと24ページから31ページまでに記載する金額は消費税を含んだ金額で表示しており、その他の財務諸表は消費税を除いた金額で表示をさせていただいております。

それでは、6、7ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款水道事業収益の決算額は8億6,526万3,305円で、予算対比102.4%、2,006万305円の増、前年度対比で100.6%、521万854円の増となりました。

第1項営業収益の決算額は7億9,957万3,809円、予算対比102.2%、1,737万4,809円の増、前年度対比で100.4%、297万4,505円の増で、この主な収入は水道料金収入でございます。

第2項営業外収益の決算額は6,568万9,496円で、予算対比104.3%、268万5,496円の増、前年度対比では103.5%、223万6,349円の増となりました。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用の決算額は7億3,513万8,723円で、執行率は97.6%、不用額は1,845万5,277円で、前年度対比では100.4%、293万9,356円の支出増となっております。

第1項の営業費用は、決算額6億9,680万8,165円で、執行率は98%、不用額は1,415万2,835円となりました。執行内容の主なものは受水費、委託料、動力費及び減価償却費並びに人件費等でございます。

第2項の営業外費用は、決算額が3,476万4,133円、執行率は96.5%で、この執行額の主なものは企業債の支払利息等でございます。

第3項の特別損失は、決算額が356万6,425円、執行率が98.5%で、過年度損益修正損等を計上したものでございます。

続きまして、8、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入の1款資本的収入は、決算額9,811万3,229円で、予算対比は97.4%、258万5,771円の減となっております。

第2項出資金は、決算額817万9,000円で、消火栓設置費及び水道施設耐震化事業の一般会計繰入金でございます。

第3項負担金は、決算額5,956万229円、予算対比95.8%、258万5,711円の減で、これは新規給水申し込み等に係る加入負担金及び下水道工事に伴う配水管移設工事費負担金等でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は2億6,604万9,385円、予算に対する執行率は77.5%、不用額は7,724万2,615円でございます。この執行額の主なものは、下水道工事に伴う配水管移設工事、重要給水施設配水管布設替工事、吉浜配水場入水弁取替工事費並びに企業債償還金等でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,793万6,156円は、当該年度消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び建設改良積立金で補填をいたしております。

次に、10ページをお願いいたします。

損益計算書でございますが、本年度の経常利益は1億2,279万3,190円で、特別損失の356万6,425円を差し引いた額が当年度純利益1億1,922万6,765円となりました。

12ページ、13ページをお願いいたします。

平成27年度の剰余金計算書でございます。

中段の処分後残高は、前年度末残高から前年度処分額を加味したもので、資本金は15億2,999万3,859円、剰余金の資本剰余金は工事請負費、国庫補助金、県補助金があり、資本剰余金合計は2億1,761万8,754円、利益剰余金は減債積立金、建設改良積立金、未処分利益剰余金があり、利益剰余金合計は13億2,589万2,710円、資本合計は30億7,350万5,323円でございます。

最下段となりますが、これに当該年度変動額を加味した当該年度末残高は、資本金が26億6,532万1,341円、剰余金の資本剰余金合計は2億1,761万8,754円、利益剰余金合計は3億1,569万993円、資本金合計は31億9,863万1,088円となります。

14ページに剰余金処分計算書（案）をつけさせていただいております。

36ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書でございます。

昨年度1年間の資金の流れを捉えました計算書ございまして、結果は営業活動のキャッシュ・フローは2億4,520万9,964円のプラス、投資活動のキャッシュ・フローは1億4,768万1,969円のマイナス、財務活動のキャッシュ・フローは1,843万429円のマイナスとなります。

これを事業全体で捉えますと、現金及び現金同等物の増減額は7,909万7,566円の資金増となりました。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（杉浦敏和）　ここで監査委員に、平成27年度各会計決算認定について審査報告をお願い

をします。

監査委員。

〔監査委員 加藤仁康 登壇〕

○監査委員（加藤仁康） それでは、平成27年度高浜市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況並びに水道事業会計の決算に対する審査の結果について、監査委員を代表いたしまして御報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、高浜市長より審査に付されました高浜市一般会計歳入歳出決算並びに国民健康保険事業、土地取得費、公共下水道事業、公共駐車場事業、介護保険及び後期高齢者医療の6特別会計の歳入歳出決算についての審査を行いました。

審査に際しましては、関係諸帳簿及び証拠書類等を照合するとともに、関係職員の説明を聴取し、あわせて例月出納検査及び定期監査の結果をも参考とし、計数の正確性、予算執行の適否、効果等について審査を行いました。その結果、各会計の決算書及び附属書類等はいずれも関係法規に準拠して作成されており、その内容は関係書類と符合し、適正に表示され、計数も正確であると認められました。

また、地方自治法第241条第5項の規定に基づく基金の運用状況の審査につきましては、高浜市土地開発基金の運用状況並びに計数の正確性について審査を行いました。その結果は、基金の設置目的に沿った運用がなされており、その計数も正確でありました。

次に、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく審査としまして、水道事業会計の決算について審査を行いました。その結果は、関係法規に従い、諸帳簿も作成されており、その内容、計数とも誤りなく、適正に執行されているものと認められました。

これら審査内容の詳細につきましては、平成27年度決算審査意見書を配付させていただいておりますので、参照していただければと存じます。また、例月出納検査及び定期監査の結果については議長に御報告を申し上げます。

以上により、高浜市長より審査に付されました各会計の決算及び基金運用状況審査の決算審査の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔監査委員 加藤仁康 降壇〕

○議長（杉浦敏和） 日程第8 報告第9号及び報告第10号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、報告、説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、報告第9号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

本件は、市有自動車の物損事故による損害賠償の額の決定に関し、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により御報告をさせていただくものでございます。

事故の概要でございますが、去る5月23日、愛知県公館付近道路において、市有自動車を転回させるため、進行方向左側の道路脇スペースに一時停車し、右に方向転換したところ、後方から直進してきた相手方の自動車左側面に市有自動車の前方右側面が接触し、相手方の自動車を損傷させたものであります。

本事故に係る損害賠償額を14万4,000円と決定をさせていただきましたので、その御報告を申し上げるものでございます。

続きまして、報告第10号 平成27年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について御説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して御報告をさせていただくものでございます。

まず、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率でございますが、早期健全化計画の策定などが義務づけられる早期健全化基準を4指標とも下回っております。

次に、各指標について御説明を申し上げます。

まず、実質赤字比率でございますが、算定上、一般会計等の実質収支額が黒字となったことから、実質赤字比率はなく、バー表示となっております。

次に、連結実質赤字比率でございますが、算定上、実質赤字額及び資金不足額は黒字となったことから、連結実質赤字比率はなく、バー表示となっております。

次に、実質公債費比率でございますが、比率は1.0%で、前年度と比較して1.1ポイントの改善となっております。これは主に元利償還金が減少したことによるものであります。

次に、将来負担比率でございますが、算定上、将来負担額より標準財政規模が上回ったことから、将来負担比率はなく、バー表示となっております。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による公営企業資金不足比率でございます。

公共下水道事業特別会計及び水道事業会計ともに資金不足額が発生しなかったため、資金不足比率はなく、バー表示となっております。

説明は以上でございます。

○議長（杉浦敏和） ここで、監査委員に報告第10号 平成27年度健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について審査報告をお願いをします。

監査委員。

○監査委員（加藤仁康） それでは、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査の結果について、監査委員を代表いたしまして御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、市長より審査に付されました平成27年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率について審査を行いました。

審査に際しましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、各比率が適正に算定されているかなどを中心に審査を行いました。その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されており、健全化判断比率は国が示す早期健全化基準及び財政再生基準を下回っており、また公営企業資金不足比率につきましても、資金不足はなしであることを確認しました。

以上により、平成27年度決算に基づく高浜市の健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査の報告とさせていただきます。

○議長（杉浦敏和） ただいまの報告第9号及び報告第10号は、報告事項でございますので、御了承をお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

再開は、9月6日午前10時であります。

本日は、これをもって散会といたします。御協力ありがとうございました。

午前11時51分散会
